

第4回木材利用促進研究会 議事概要

日時: 令和4年8月26日(金)

10:00~11:30

場所: 岐阜県全建総連厚生会館
3階中会議室

1 開会

2 あいさつ

[高井 林政部長]

(あいさつ) ~略~

3 議事

●木材利用促進条例案について

[説明 (古沢 県産材流通課木造建築推進室長)]

(資料1、2、3、4により説明)

~略~

○条例第1条から第3条について

特に意見等無し。

○条例第4条から第8条について

[横井 委員]

第5条で「市町村との連携」が規定されているが、市町村施設の木造化の推進など、県と市町村の関係性はどのように解釈すればよいか。

[古沢 木造建築推進室長]

国の法律において、市町村が木材利用方針を策定できるとなっており、現在、県内すべての市町村で木材利用推進方針が策定されている。今後、県において推進計画が策定された後、各市町村においても、推進方針の変更等がされ、市町村施設の木造化等についても方針に位置付けられると考えている。

[田口 委員]

市町村が策定した方針に対し、県から修正等を依頼することも可能なのか。

[平井 林政部長]

地方自治法上、県と、市町村は対等な立場であるため、市町村が策定した方針に対して修正等を指導することは難しいと考えているが、国の法律に公共施設の木造化の推進が位置付けられているため、市町村も基本的には木造化を推進していくものと考えている。

県としては市町村に対し、施設の木造化などの補助メニューを活用してもらえよう、取り組みを進めていきたいと考えている。

[横井 委員]

第14条で県有施設を原則木造化するという規定があるが、その規定を踏まえ、市町村施設の木造化もこれからもっと進んでいくのかという観点で質問をした。

[平井 林政部次長]

現在も、木造化による掛かり増分を3,000万円まで支援を行っており、今後も継続的に支援してまいりたい。

[山崎 委員]

第5条は、材料調達や人材等の観点から、市町村単独では難しいということで、市町村への支援を位置付けているということと認識している。また、これまで公共建築における木材利用はずいぶん取り組んできており、今後は民間による木材利用を進めるため、どのように人材を育成していくかというのが重要なのではないかと。

[古沢 木造建築推進室長]

今年度、岐阜県木材協同組合連合会の中に「木造建築相談センター」というものを設置しており、施主や建築士、市町村からの相談にも対応できる体制を整えたところである。

○条例第9条から第12条について

[田口 委員]

第12条の県産材利用促進協定は、県として、小規模な事業者とも大規模な事業者もあまねく締結していく方針なのか。

[平井 林政部次長]

単発で一軒のみ施工するようなものは、効果が薄いため対象とならないと考えている。チェーン店のように、継続的に施設を木造化するような事業者が理想であると考えている。

[田口 委員]

そういった場合、大規模な事業者向けの制度になりそうであり、小規模な事業者が置き去りにならないような制度設計としていただきたい。

[平井 林政部次長]

県としては、大企業に限らず、できるだけたくさんの協定を締結していきたいと考えている。また、例えば、岐阜県木材協同組合連合会と県が協定を締結すれば、その会員は協定に参加できることになるなど、団体と県との協定という方法もあるのではないかと。

[古沢 木造建築推進室長]

住宅の関係で任意団体を組織している事例もあるため、任意団体との協定もあり得ると考えている。

[田口 委員]

年に3棟程度しか建築しない工務店とでも協定を締結してもらえる場合、県はかなりの事務量になると思うが、それは問題ないのか。

[平井 林政部次長]

事務量については問題ないと考えている。

[横井 委員]

例えば、県と、林業事業者と木材産業事業者と建築関係事業者が協定を締結するなど、川上

から川下の事業者が一体となって協定を締結することも可能か。

[平井 林政部次長]

単独や三者協定など複数のものによる協定も可能である。

[中島 消費対策係長]

この協定制度は、国の改正木促法に位置付けられているため、すでに下呂市において市と下呂市内の建築組合が協定を締結し、下呂市の家づくりの補助金の採択を受けているという事例がある。

[平井 林政部次長]

最初から決まった施策を協定に位置付けるのではなく、協定により新たな施策ができてくる可能性もあるのではと考えている。

[田口 委員]

協定に支援策も位置付ける場合、事務作業や管理が大変になってくるのではないか。

[高井 林政部長]

県の産直住宅の事業者は200社ほどあると思うが、それらすべての事業者と協定を締結すると、事務量は多くなることが想定される。

[平井 林政部次長]

協定については、宣言のようなものであるもので、基本的には締結後、何か事務が増えるようなものではないと考えている。

また、県が実施している「企業との協働により森林づくり」では、部長が協定を締結する場合もあり、木材利用量など、協定の内容等に応じて、知事ではなく部長と協定を締結できる仕組みもあると考えている。

[高井 林政部長]

他県では、大手の自動車メーカーの販売店に木製品を導入するというものから、飲食店で割りばしを使うというものなど、様々なものがあり、この業界だけでなく、他業種との協定も増えてくると考えられる。

[平井 林政部次長]

こちらとしては、特に異業種など、協定が増えて、たくさん木材を使ってもらえるということはあることである。

支援策については、個別の協定に位置付けるのではなく、支援策のパッケージの中から、協定締結者が選択して申請していただくことになると考えている。また、協定を締結していることが支援策の採択基準になってくるのではと考えている。

[山崎 委員]

たくさん協定が締結されることはよいことだと思うが、協定を締結したのに、木材利用に取り組まない事業者も出てくるのではないか。そういった事業者のチェックはどうするのか。

進捗管理は県にとっても、事業者にとってもお互い大変であるし、一方でまじめに取り組んでいる事業者が不公平と思わない制度にする必要があると考える。

[高井 林政部長]

「ぎふ証明材」では、抽出により検査を行っており、そういった管理方法もあるのではないか。

[山崎 委員]

ステータスアップという方法もよいのではないかと。例えば、事業者側から取組みを報告してもらい、その取組みに応じて、ブロンズ、シルバー、ゴールドなどのランク付けをするという方法もあるのではないかと。

[高井 林政部長]

条例に表彰の規定があるため、そういった事業者を表彰するという方法もあるのではないかと。

[横井 委員]

そういった取組みは企業のやる気が出るため、よいと考える。

○条例第13条から第16条について

[渡辺 委員]

第15条に合法伐採木材の規定があるが、我々が扱っている木材はすべて合法木材であり、非合法の木材流通というのはありえないのではないかとと思われるが、あえてこの条文を規定する理由はあるのか。

[古沢 木造建築推進室長]

県内の事業者が当然合法伐採木材を流通されていることは承知しているが、県民等に対しても合法伐採木材を周知するという意味で規定をしている。

[横井 委員]

ただ、他人の山を勝手に伐ってしまう、盗伐という話も国内にはある。

[田口 委員]

この規定を入れることについては問題ないと考えている。

○条例第17条から第20条について

[田口 委員]

第17条の木質バイオマスについて、新分野という記載があるが、こういったものを想定しているか。

[古沢 木造建築推進室長]

ウッドプラスチックなどを想定している。

[田口 委員]

1項の木質バイオマスの定義は何か。

[古沢 木造建築推進室長]

国の法律で、「動植物に由来する有機物である資源のうち木に由来するもの」としている。

[田口 委員]

第1項で多段階利用、第2項で新分野における利用、第3項で根株等の利用を位置付けているが、第1項と第3項はエネルギーのことを規定しているため、第2項と第3項で順番を入れ替えた方がよいのではないかと。

[平井 林政部次長]

法令担当と調整を行う。

[高井 林政部長]

第3項で「木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス」とあるが、少しわかりづらいのではないかと。

[倉田 技術主査]

国の法律での書きぶりに合わせ、法務と調整し、このような文言となっている。

[村岡 委員]

複雑に見えるのは、1項で多段階利用を説明して、前回の議論でバイオマスとは何かという話があり、それについて法律を踏まえ詳しく規定したため、少しわかりづらい表現となっているのではないかと。

○第21条から第24条について

特に意見無し

●県産材利用推進計画案について

[説明（古沢 県産材流通課木造建築推進室長）]

（資料5により説明）

～略～

[横井 委員]

第12条の「県産材利用推進協定」については計画に位置付けないのか。

[平井 林政部次長]

計画の詳細については、条例策定後に検討を行うため、位置づけについて今後検討を行う。

[田口 委員]

計画期間は何年間か。

[倉田 技術主査]

5年計画とする予定であるが、岐阜県森林づくり基本計画と終期を合わせるため、最初の計画のみ4年間とする予定である。

[田口 委員]

条例の名称が「ぎふ木の国・山の国県産材利用促進条例」であるのに、この計画は「岐阜県県産材利用推進計画」であり、もう少し名称は検討した方がよいのではないかと。

[古沢 木造建築推進室長]

検討を行う。

4 閉会

[平井 林政部次長]

（あいさつ）